

第4期横浜市子ども・子育て会議 第6回保育・教育部会

第32期横浜市児童福祉審議会 第6回保育部会 合同会議

日時：令和元年11月26日（火）18:10～

場所：ワークピア横浜

議事次第

1 開会

2 議事＜公開案件＞

【子ども・子育て会議】【児童福祉審議会】

(1) よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（案）の策定について

(2) 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

3 議事＜非公開案件＞

【子ども・子育て会議】

(3) 横浜市預かり保育幼稚園等の新規認定について

【児童福祉審議会】

(4) 公設民営保育所の民設化に伴う認可及び貸付先法人の審査について

(5) 小規模保育事業の認可及び改修費補助金交付先法人の審査について

(6) 法人の自主財源による整備に伴う小規模保育事業の認可について

(7) 民間保育所等ブロック塀安全対策事業費補助金交付先法人の審査について

(8) 認可保育所の法人変更に伴う認可について

4 その他

5 閉会

〔配付資料〕

資料1 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、横浜市児童福祉審議会保育部会 委員名簿

資料2 横浜市子ども・子育て会議保育・教育部会、児童福祉審議会保育部会 事務局名簿

資料3 横浜市子ども・子育て会議条例、横浜市子ども・子育て会議運営要綱

資料4 横浜市児童福祉審議会条例、横浜市児童福祉審議会運営要綱

資料5 よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～（案）

別添資料 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例の一部改正について

第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会
委員名簿

【敬称略 50 音順】

< 第 4 期横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会 >

◎：部会長 ○：職務代理者

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	○石井 章仁	臨時委員
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	臨時委員
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	臨時委員
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	臨時委員

< 第 32 期横浜市児童福祉審議会 保育部会 >

◎：部会長 ○：副部会長

	所 属 ・ 役 職 等	委 員	備 考
1	横浜市 P T A 連絡協議会 副会長	飯塚 昇	臨時委員
2	大妻女子大学 家政学部児童学科 准教授	○石井 章仁	
3	一般社団法人横浜市私立保育園園長会 会長	大庭 良治	
4	子どもの領域研究所 所長	尾木 まり	臨時委員
5	國學院大学人間開発学部子ども支援学科 教授	◎神長 美津子	
6	公益社団法人横浜市幼稚園協会 会長	木元 茂	臨時委員
7	よこはま一万人子育てフォーラム 世話人代表	天明 美穂	
8	公益財団法人横浜市男女共同参画推進協会 男女共同参画センター横浜相談センター長	新堀 由美子	
9	東京成徳短期大学幼児教育科 教授	松本 純子	臨時委員
10	横浜障害児を守る連絡協議会 会長	森 佳代子	

横浜市子ども・子育て会議 保育・教育部会
 児童福祉審議会 保育部会事務局名簿

こども青少年局

区分	所 属	氏 名
部長	子育て支援部長	吉川 直友
	保育対策等担当部長	金高 隆一
課長	子育て支援課長	田口 香苗
	保育・教育運営課長	小田 繁治
	保育・教育運営課 運営指導等担当課長	柿沼 千尋
	保育・教育人材課長	甘粕 亜矢
	保育・教育人材課 幼保小連携担当課長	堂腰 康博
	保育対策課 担当課長	齋藤 亜希
	こども施設整備課長	白井 正和
係長	子育て支援課 幼児教育係長	眞子 里織
	保育・教育運営課 運営調整係長	大槻 彰良
	保育・教育人材課 担当係長	宮本 里香
	こども施設整備課 担当係長	宮野 太志
	こども施設整備課 整備等担当係長	花田 香織
	こども施設整備課 整備等担当係長	古川 博一
	こども施設整備課 整備等担当係長	手代森 悟
	こども施設整備課 整備等担当係長	金澤 敬
	こども施設整備課 整備等担当係長	渡辺 貴士
	こども施設整備課 整備等担当係長	櫻井 寛大

横浜市子ども・子育て会議条例

制 定 平成 25 年 3 月 27 日 条例第 18 号

横浜市子ども・子育て会議条例をここに公布する。

横浜市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が任命する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子育て会議に特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子育て会議に委員長及び副委員長 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子育て会議に、部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条(第1項ただし書を除く。)の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子育て会議の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

横浜市子ども・子育て会議運営要綱

制定 平成 27 年 3 月 5 日 こ企第1019号（局長決裁）
最近改正 平成 30 年 8 月 1 日 こ企第142号（局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、横浜市子ども・子育て会議条例（平成 25 年 3 月横浜市条例第 18 号。以下「条例」という。）に基づき設置される、横浜市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

（部会）

第2条 子育て会議は、条例第 8 条に基づき次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調査審議事項
子育て部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
保育・教育部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係） 2 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認及び利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係） 3 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係） 4 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 5 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 6 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 7 幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園の審査に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係） 8 子ども・子育て支援法に係る支給認定、利用者負担額等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 3 号関係）
放課後部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）
青少年部会	1 横浜市子ども・子育て支援事業計画の調査審議に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 条第 2 項関係）

2 部会は、必要に応じ部会長が招集する。

3 保育・教育部会における次の事項の決定は、子育て会議の決定とみなす。ただし、次回の子育て会議に報告しなければならない。

- (1) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事（条例第 2 条第 1 項第 1 号関係）
- (2) 幼保連携型認定こども園の認可等に関する事（条例第 2 条第 1 項第 2 号関係）
- (3) 幼保連携型認定こども園の整備費補助対象の審査に関する事（条例第 2 条第 1

項第3号関係)

- (4) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (5) 幼稚園・認定こども園預かり保育事業の認定先の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)
- (6) 幼稚園2歳児受け入れ推進事業実施園の審査に関する事(条例第2条第1項第3号関係)

(委員長又は部会長の専決事項)

第3条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、子育て会議を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の子育て会議に報告しなければならない。

- 2 第1項の規定は、第2条第3項について、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(会議の公開)

第4条 横浜市に保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第31条の規定により、子育て会議(部会の会議を含む。)については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、子育て会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

- 2 第1項の規定は、部会長に準用する。この場合において、第1項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第1項中「子育て会議」とあるのは「部会の会議」と読み替えるものとする。

(守秘義務)

第6条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

横浜市児童福祉審議会条例

〔平成12年 2月25日〕
〔 条 例 第 5 号 〕

横浜市児童福祉審議会条例をここに公布する。
横浜市児童福祉審議会条例

(趣旨等)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の26第3項の規定に基づき本市に設置する児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の合議制の機関の名称は、横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(委員の任期)

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の4分の1以上が招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日において、審議会の委員又は臨時委員に任命されている者に係る任期は、平成12年10月31日までとする。

附 則（平成17年12月条例第117号）抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成18年2月規則第9号により同年4月1日から施行)

横浜市児童福祉審議会運営要綱

最近改正：平成 28 年 11 月 1 日 こ企第 298 号（局長決裁）

（総則）

第 1 条 横浜市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項は、児童福祉法（昭和 22 年 12 月法律第 164 号）、同法施行令（昭和 23 年 3 月政令第 74 号）及び横浜市児童福祉審議会条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 5 号）その他の法令等に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（組織）

第 2 条 審議会は、委員 25 人以内で組織する。

2 審議会に委員の互選による委員長及び副委員長各 1 人を置く。

（臨時委員）

第 3 条 特別な事項を調査、審議するため必要があるときは、臨時委員を若干人置くことができる。

2 臨時委員は、総会の議決に加わることができない。

3 臨時委員は、当該特別事項の調査、審議が終了したときは解嘱されるものとする。また、委員の任期が満了したときも同様とする。

（部会）

第 4 条 審議会に、次の左欄に掲げる部会を置き、右欄に掲げる事項を調査審議する。

部会の名称	調 査 審 議 事 項
里親部会	1 里親の認定及び取消に関する事。 (第 8 項第 1 号関係) 2 その他、里親等に関する事。
保育部会	1 家庭的保育事業等の認可に関する事 (第 8 項第 6 号関係) 2 保育所の設置認可に関する事 (第 8 項第 7 号関係) 3 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事 (第 8 項第 8 号関係) 4 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業、地域子ども・子育て支援事業、認可外保育施設及び認可外の居宅訪問型保育事業等（以下、「保育・教育施設等」という。）における重大事故の検証に関する事 (第 8 項第 12 号関係) 5 その他、保育に関する事。（他の附属機関が所掌するものを除く）
児童部会	1 児童福祉施設（他の部会で所管するものを除く。）の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事（第 8 項第 10 号関係） 2 児童の施設入所等の措置の決定及びその解除等に関する事。（第 8 項第 2 号関係） 3 児童の一時保護に関する事。（第 8 項第 3 号関係）

	<ul style="list-style-type: none"> 4 児童虐待等の調査に関する事(第8項第13号関係) 5 児童虐待による重篤事例等の検証に関する事(第8項第14号関係) 6 児童相談所一時保護所の外部評価に関する事(第8項第15号関係) 7 その他、児童の処遇に関する事。
障害児部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (第8項第9号関係) 2 その他、障害児の福祉に関する事。
放課後部会	<ul style="list-style-type: none"> 1 放課後児童健全育成事業者への行政指導及び行政処分に関する事 2 放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する事 (第8項第11号関係)
専門部会	上記以外で、児童福祉法第8条第1項に定められた調査審議事項等 (第8項第4号及び第5号関係)

- 2 部会は、審議会の委員及び臨時委員若干人をもって組織する。
- 3 部会に所属すべき委員は、委員長が審議会にはかって指名する。
- 4 部会に、委員の互選による部会長及び副部会長各1人を置く。ただし、委員長が臨時委員をもって部会長または副部会長に充てることが適当であると認めるときは、その部会に属する委員の同意を得て、臨時委員を部会長または副部会長とすることができる。
- 5 部会長は、会務を総理する。部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を代理する。
- 6 部会は、必要に応じ部会長が招集する。
- 7 部会における議事の定足数及び議決については、横浜市児童福祉審議会条例第4条の規定を適用する。
- 8 部会における次の事項の決定は、審議会の決定とみなす。ただし、次回の審議会に報告しなければならない。
 - (1) 児童福祉法施行令第29条、横浜市里親家庭養育運営要綱(昭和61年6月制定)第9条第1項及び第10条第2項に規定する事項
 - (2) 児童福祉法第27条第6項及び同施行令第32条第1項に規定する事項
 - (3) 児童福祉法第33条第5項に規定する事項
 - (4) 児童福祉法第8条第7項に規定する事項
 - (5) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年7月政令第224号)第13条に規定する事項
 - (6) 家庭的保育事業等の認可に関する事(児童福祉法第34条の15第4項関係)
 - (7) 保育所の設置認可に関する事(児童福祉法第35条第6項関係)
 - (8) 家庭的保育事業等、保育所等の整備補助金交付先並びに用地及び建物の貸付先の審査に関する事(児童福祉法第8条第2項関係)
 - (9) 障害児施設の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)
 - (10)児童福祉施設(第4条第8項第8号、第9号に規定するものを除く)の整備補助金交付先及び用地の貸付先の審査に関する事 (児童福祉法第8条第2項関係)

- (11) 横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号）第 4 条第 1 項に規定する事項
- (12) 教育・保育施設等における重大事故の検証に関すること
- (13) 児童虐待等の調査に関すること
- (14) 児童虐待による重篤事例等の検証に関すること（児童虐待の防止等に関する法律第 4 条第 1 項関係）
- (15) 児童相談所一時保護所の外部評価に関すること

9 正・副委員長は、部会に出席し意見を述べることができる。

10 部会は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成 12 年 2 月横浜市条例第 1 号）第 31 条及び横浜市審議会等の会議の公開に関する要綱（平成 12 年 6 月制定）第 4 条の規定に基づき、里親、保育、児童及び障害児等に関する非開示情報を取り扱う場合には、非公開とする。

11 部会には、専門的な検証、評価等を行うために、下部組織を設置することができる。

（委員長又は部会長の専決事項）

第 5 条 委員長は、軽易又は急施を要する事項で、審議会又は部会を招集する暇がないときは、これを専決できる。ただし、次の審議会に報告しなければならない。

2 第 1 項の規定は、第 4 条第 8 項について、部会長に準用する。

（会議の傍聴手続等）

第 6 条 審議会の会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ傍聴人名簿に記入し、係員の指示により、傍聴席に入らなければならない。

2 傍聴定員は、先着順で 10 人とする。

3 危険物所持等、会議場における秩序を乱すおそれがある者は、傍聴を認めないものとする。

4 傍聴人は、静粛を旨とし、議長の指示に従わなければならない。また、会議場において許可なく撮影、録音等を行ってはならない。

（守秘義務）

第 7 条 審議会の委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。その身分を失った後も同様とする。

（庶務）

第 8 条 審議会の庶務は、こども青少年局総務部において処理する。ただし、里親部会、児童部会及び障害児部会の庶務は、こども福祉保健部において処理し、保育部会の庶務は、子育て支援部において処理し、放課後部会の庶務は、青少年部において処理する。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、運営に必要な事項は、委員長が審議会にはかって定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、昭和 56 年 7 月 1 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 横浜市児童福祉審議会運営要綱（昭和 31 年 11 月 1 日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行し、改正後の規定は昭和 57 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 8 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 7 月 11 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 12 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 10 月 28 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 18 年 12 月 21 日から施行し、平成 18 年 12 月 1 日より適用する。

(施行期日)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

よこはま☆子ども宣言 ～乳幼児の保育・教育への心もち～

【案】

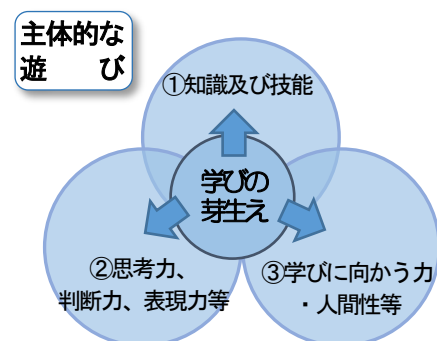
「よこはま☆子ども宣言～乳幼児の保育・教育への心もち～」は、乳幼児の育ちを理解したうえで、この大切な時期に、横浜の保育・教育施設の全ての職員が、どのような考え方で、何を大切に子どもたちと日々関わるかの基本となるものです。保育者の皆さんと共に宣言に基づく保育に取り組むために、宣言の策定に当たっては、保育・教育施設の関係者の皆さんにも御意見をいただき、協力して策定しました。全ての保育者がこの宣言を理解し、日々の実践の中でそれぞれの子どもによさや可能性に気づき、家庭や地域の方と子どもの姿を共有できるような保育に取り組むとともに、保育の振り返りに活用していきます。

《共有したい子どもの姿》 今と未来を生きる子どもを育みます

乳幼児期は、一人ひとりの子どもが、自分自身でやりたいことを見つけ、未来を切り開いていく力をつけていくためにとっても大切な時期です。乳幼児は可能性に満ち、主体的に周りの環境に関わっています。

乳幼児期の育ちと学びは、子どもたちの可能性を伸ばし、持続可能な社会の実現に向けて、自らアイデアを生み出したり、問題の解決に向けて他者と協働して解決の方法を考えたりするような創造的な思考を身につけていく土台になります。

大切にしたい子どもの育ちの姿



【非認知能力】

- ・やりたいことを見つけ、自分なりの方法で取り組むこと。
- ・やりたいことに向かって粘り強く取り組むこと。
- ・喜びや悲しみを仲間と共感したり、多様さを受け入れたりすること。
- ・思い通りに行かなくても気持ちを切り替えて新しい工夫をしようとする。
- ・経験を通して自分に自信をもつこと。 など

【認知能力】

- ・知識、思考、経験を獲得する精神的な能力。
- ・獲得した知識を基に解釈し、考え、未知のことを推測・予測すること。
- ・記憶力。 ・考える力。
- ・概念化すること。 など

【育みたい資質・能力】(学びの芽生え)

- ①知識及び技能の基礎 ②思考力・判断力・表現力等の基礎 ③学びに向かう力・人間性等

《宣言1》 安心できる環境を作り、一人ひとりを大切に保育します

子どもたちの命を守り、発達段階に合わせた環境の中で、子ども一人ひとりが自分を「かけがえのない存在」だと感じて日々を過ごすことができるようにかかわります。

(1) 安心感・信頼感を大切に、子どもを守ります。

- ・乳幼児期に温かく受容的・応答的にかかわることで、子どもが安心できる場や信頼できる関係を作ります。
- ・うまくいかなかったり、不安になったりした時に、気持ちを受け止め、安心して戻れる場や関係を作ります。

(2) 子ども一人ひとりを受け止めます。(子どもたちが自己肯定感をもって、様々なことに挑戦できるようにします。)

- ・子どもは一人ひとり違います。子どもが安心して自分らしさを出せるように、目の前の子どもを理解し、それぞれの子どものあるまの姿を大切に、受け止めます。
- ・それぞれの子どもがやりたいことを見つけたり、じっくり取り組んだりできる環境を作ります。

(3) 子どもが様々な人と関わることを大切にします。(色々な人と関わり、多様性に気付けるようにします。)

- ・お互いに思いを伝え合い、時にはぶつかり、折り合いを付けながら、協力することの楽しさや、他者を信頼する気持ちが育ちます。
- ・自分だけではできないような様々な体験が広がるように、多様な人と一緒に活動することができる環境を作ります。

《宣言2》 子どもの育ちと学びを支える主体的な遊びを大切にします

乳幼児期の育ちと学びは、自分の遊び(体験)を通して「未知なことや分からないことを自分なりに考え、自分自身が納得するまで探究し続けること」です。

このような乳幼児期の育ちと学びは小学校以降の学習につながり、子どもたちの生きる力を育みます。

(1) 乳幼児期の子どもは、豊かで多様な環境と関わりながら育っています。

- ・乳幼児期の子どもにとって必要な環境とは、一緒に過ごす子ども同士や信頼できる大人といった「人」、園の施設や遊具などの「場やもの」、自然や社会などの「事象」、試行錯誤やじっくり取り組むための「時間」などがあります。
- ・園の実情や地域性を考慮し、それぞれの園における子どもにとってのより良い環境づくりに子どもと共に取り組みます。

(2) 夢中で遊びこむことで現れる様々な姿は、学びにつながっています。

- ・子どもは物事との出会いや気づきを通して、「なぜ」「どうして」などと考えます。試行錯誤を繰り返し、夢中になって遊びこむことで資質・能力が育ち、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が見えてきます。保育者はその姿をしっかり捉え、子ども理解に努めることで、より良い保育を目指します。

(3) 保育者の重要な仕事は子どものよさを発見することです。

- ・保育者が生き生きと、楽しみながら子どもたちに関わることが、子どもにとっての良い環境づくりにつながります。
- ・保育者自身が子どもと共に楽しみ、試行錯誤しながら、保育者としての専門性を向上させ、子どもが安心して遊びこめる環境を作ります。
- ・園内で、保育者同士が保育について語り合う場を作り、それぞれの保育者が捉えた子どもの育ちや学びを共有することが大切です。そして、そのことを家庭や地域に伝えていくことも保育者としての重要な役割です。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

- ・健康な心と体 ・自立心 ・協同性
- ・道徳性・規範意識の芽生え
- ・社会生活との関わり ・思考力の芽生え
- ・自然との関わり・生命尊重
- ・数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ・言葉による伝え合い ・豊かな感性と表現

《幼保小の連携》 乳幼児期の育ちと学びを小学校以降の学習につなげます

(1) 乳幼児期に培った「学びの芽生え」は、小学校低学年で育つ「自覚的な学び」の基盤になります。

- ・乳幼児期ならではの「今できること」を大切にすることで、それぞれの子どもに現れてくる資質・能力とその現れとしての「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の芽生えを手がかりにして、子どもの成長の様子を園と小学校とで共有したり、必要な支援の引継ぎをしたりします。

(2) 幼保小連携事業等の機会を活用して、保育・幼児教育施設と小学校とが顔の見える関係を築き、円滑な接続につなげます。

- ・小学校で行われる「スタートカリキュラム」では、乳幼児期に培った力が教科等の学習でも存分に発揮できるよう、安心感と主体性を大切にし、乳幼児期の育ちと学びをつないでいきます。

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例の一部改正について

○ 保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例について、このたび、国の省令等が改正されたことに伴い、本市においても国に準じ、条例の一部改正を検討しています。

1 改正対象の条例及び内容

(1) 横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

- ・ 建築基準法の改正により、一部の特殊建築物（劇場、病院、保育所等）について、**3階建てで延べ面積が200㎡未満のものが、耐火建築物であることが求められなくなりました。**
- ・ しかし、内閣府、厚労省、文科省は、3階以上に保育室等を設ける場合は耐火建築物とするという**現行の基準を維持する**こととするとし、省令を改正しています。（令和元年7月31日 公布）
- ・ **本市としても現行基準を維持することが必要**と考えており、条例の条文が国の省令同様、耐火建築物の定義について、建築基準法の条文を引用した条文であるため、3階に保育室を設ける場合を定義に加えるよう条例改正を進めます。

(2) 横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例

- ・ 第9次地方分権一括法により、保育教諭については、原則、保育士資格と幼稚園教諭の免許の両方を取得していることが必要なところ、**一方の資格を取得していれば、保育教諭とみなす資格の特例等が、認定こども園の施設数が増加している状況等を踏まえ、5年間延長**されました。
- ・ 当該資格特例の延長に関連して、幼保連携型認定こども園の職員配置の考え方について、副園長及び教頭を職員配置数に算入する場合は、原則、該当者が保育士資格と幼稚園教諭の免許を両方取得している必要があるところ、**一方の資格を取得していれば、職員配置数に算入できるとし、その経過措置期間を施行後5年間としています。**
- ・ 内閣府は、地方分権一括法の改正趣旨を踏まえて、この職員配置の算入に係る副園長及び教頭の資格の特例期間についても延長しました。
- ・ 本市の条例も国の省令と同様の構成となっており、かつ、国の改正の趣旨と同様に、**認定こども園を推進している点と、幼稚園・保育所職員の約25%が一方のみの資格取得となった点を踏まえると、当該経過措置を延長する必要がある**と考えるため、条例改正を進めます。
- ・ なお、本条例も（1）と同様、建築基準法に関する改正も行います。

(3) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例

(4) 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

- ・ 国基準の改正に伴い、家庭的保育事業等（小規模、事業所内、家庭的）において、連携施設の確保が著しく困難な場合、**①連携施設を確保しないことができるとされている経過措置期間を5年間延長し、②利用定員が20名以上の企業主導型保育事業に係る施設及び地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって市長が適当と認める施設を連携施設とすることを可能**とします。
- ・ また、**満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の進級先の確保に係る連携施設の設定を不要**とすることとします。

※ 企業主導型保育事業を連携施設として認めるにあたっては、認可施設とは関与の度合いが異なるため、安定的に制度運営ができるよう、引き続き課題を整理し、対策を講じます。

2 連携施設の状況について（家庭的保育事業等関連）

小規模保育事業	99.1% (1144人/1155人)	
家庭的保育事業	100.0% (48人/48人)	
事業所内保育事業	100.0% (13人/13人)	※8月末時点

3 市民意見募集について

(1) 実施期間

令和元年11月1日(金)～11月22日(金)

(2) 実施件名

保育所、幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に係る条例の一部改正について
※4つの条例を合わせて実施します。

(3) 意見結果（概要）

意見総数：10件（意見書数：4通）
（内訳）条例改正に関する御意見：8件
条例改正以外に関する御意見：2件

条例名	賛同	反対	その他	計
横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例	2件	0件	1件	3件
横浜市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例	2件	0件	0件	2件
横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例及び横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例	3件	0件	0件	3件

【意見要旨】

- ・ 現場及びその周辺環境の状況から特例又は経過措置の延長は当然だと思ふ。
- ・ 耐火建築物に係る規制については、児童施設では継続してほしい。
- ・ 連携施設に企業主導型事業を拡げることは賛成だが、アレルギー児や障害児への対応について検討が必要。

4 今後のスケジュール

月	項目
11月1日(金)～11月22日(金)	市民意見募集の実施
11月26日(火)	子ども・子育て会議（保育・教育部会）での審議
12月中旬	市民意見募集結果の公表
2月上旬	令和2年第1回市会定例会へ条例の一部改正の議案提出
2月下旬	改正条例の施行